（公募要領様式第１号）

年　　月　　日

石 垣 市 商 工 会 長 殿

郵便番号　　：907-0013

事業所所在地：石垣市浜崎町1-1-4

事業者名　　：エステサロン花子

代表者役職　：代表者

代表者氏名　：商工　花子　　㊞

第3次いしがき物価高騰対策支援補助金に係る申請書

　第3次いしがき物価高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

　申請書類の記載内容は真実であり、この誓約に反したことによって、当方が不利益を被ることになっても、異論は一切申し立てしません。また、申請に当たっては、公募要領を確認し、その内容を十分理解しています。

記

　･経営計画書及び補助事業計画書（様式２号）

　･補助金交付申請書（様式３号）

･誓約書

　･身分証明書（運転免許証の写しなど）

※従業員が申請書を持参する場合は、提出者ご本人の名刺も提出してください。

・伴走支援型計画書（様式4号）※伴走支援型申請者のみ

●その他必要書類

　◇応募者全員：要件（営業利益、水道光熱費、売上高総利益率）が分かる財務諸表

※（例）損益計算書、所得税申告決算書　等

　◇法人の場合：現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

※申請書提出日から3か月以内の日付のものを提出してください。

　◇営業許可業種を営む場合：法令等で求められる営業に要する資格、免許、届出等

（公募要領様式第２号）

経営計画書及び補助事業計画書

事業所名：エステサロン花子

＜応募者の概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）  名称（商号または屋号） | （エステサロンハナコ）  エステサロン花子 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号（13桁）※１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 自社ホームページのＵＲＬ  （無い場合は「なし」と記載） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる業種 | **【以下のいずれか一つを選択してください】**  ①（　〇　）商業・サービス業（製造業･卸業･小売業･飲食業･建設業･不動産業･サービス業等）  ②（　　　）農業者  ③（　　　）水産業者 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 常時使用する従業員数 | | 0人 | | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。 | | | |
| 資本金額  （会社以外は記載不要） | | 万　　　円 | | | 設立年月日（西暦） | | 2012年1月1日 |
| 連絡担当者  ※2 | （フリガナ）  氏名 | （ショウコウ　ハナコ）  商工　花子 | | | 役職 | | 代表者 |
| 住所 | （〒907－0013）  　石垣市浜崎町1-1-4 | | | | | |
| 電話番号 | 0980-82-2672 | | | 携帯電話番号 | |  |
| FAX番号 | 0980-83-4369 | | | E-mailアドレス | |  |
| 1. 営業利益の減少に関する報告【一般型・伴走支援型】 | | | | | | | |
| A:2020年～2023年のうち任意に選択した1年間の営業利益 | | | B:2024年の営業利益 | | | C:減少額  （A-B） | |
| 1,500,000　円 | | | 1,350,000円 | | | 150,000円 | |
| 1. 水道光熱費増加に関する報告（年間3万円以上増加していること）【一般型・伴走支援型】 | | | | | | | |
| A:2020年～2023年のうち任意に選択した1年間の水道光熱費の合計額 | | | B：2024年の水道光熱費の合計額 | | | C：増加額  （B-A） | |
| 650,000円 | | | 720,000円 | | | 70,000円 | |
|  | | |  | | |  | |
| 1. 売上高総利益率（粗利率）減少に関する報告（1％以上していること）【一般型・伴走支援型】 | | | | | | | |
| A:2020年～2023年のうち任意に選択した1年間の売上高総利益率（粗利率） | | | B：2024年の売上高総利益率（粗利率） | | | C：減少率  （A-B） | |
| 90％ | | | 88％ | | | 2％ | |
| 1. 営業利益の減少に関する報告【創業型】 | | | | | | | |
| A:2023年の月平均の営業利益 | | | B：2024年の月平均の営業利益 | | | C：月平均の減少額  （A-B） | |
| 円 | | | 円 | | | 円 | |
| 1. 水道光熱費増加に関する報告（月額2,500円以上増加していること）【創業型】 | | | | | | | |
| A:2023年の水道光熱費の平均月額 | | | B：2024年の水道光熱費の平均月額 | | | C：月平均の増加額  （B-A） | |
| 円 | | | 円 | | | 円 | |
| 1. 売上総利益率（粗利率）の減少（1％以上減少していること）【創業型】 | | | | | | | |
| A:2023年の売上高総利益率（粗利率） | | | B：2024年の売上高総利益率（粗利率） | | | C：減少率  （A-B） | |
| ％ | | | ％ | | | ％ | |
| ⑦地域貢献の内容 | | | | | | | |
|  | | | | | | | |

※1　法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。

　　 マイナンバー（個人番号（12桁）は記載しないでください）

※2　補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話･メール連絡は、すべて「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任を持って対応できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX番号･Eメールアドレスも極力記入してください。

**＜経営計画書＞【必須記入】※伴走支援型は不要です**

<経営計画書><補助事業計画書〉〈支出経費の明細等)は最大3枚程度までとしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．企業概要**  （1）企業概要  　平成25年1月開業  お客様にフェイシャル・ボディケア・まつ毛エクステンションの施術、化粧品、サプリ販売を行う美容に関するトータルアシストサロンを営んでいます。容姿だけでなく、美容をきっかけに人生を変えるお手伝いを行っています。  (2)事業内容  　①営業時間・定休日  　　営業時間：9時～21時  お仕事帰りにゆっくりされたい方、朝一番にフェイシャルケアをされたい方など幅広くご利用してもらえるよう営業時間を長く設定しています。  　　定休日：日曜日  ②商品･サービスの紹介  　・まつ毛エクステンション　3,000円  　・ボディトリートメント　5,000円～  　・フェイシャルケア　3,000円～  　・化粧品、サプリメント販売　1,000円～  ③売上状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | エステ売上 | 化粧品販売 | 合計 | | 2023年 | 400万円 | 50万円 | 450万円 | | 2024年 | 380万円 | 30万円 | 410万円 |   ④メインの客層について  　市在住30代女性を中心にフェイシャル・体の疲れを癒すリラックスを求めたお客様が至福の時間として利用しています。  （2）自社の強みについて（顧客から評価されている点）  　①エステに関する講習会を従業員全員が受けているのでサービスの質が高い  　　お客様の体質や肌質、お悩みを明確化させコースを提案できるように、全スタッフが講習を受けているので、人体構造から東洋医学、気質学などを取り入れた提案及び施術が可能です。  ②お客様一人ひとりカウンセリングから実施して最適な施術メニューを提案できる  　　カウンセリングにてお客様の悩みだけでなく、話を聞くスタイルは、エステの真髄であるため、とても大切にしています。  ③アフターケアがしっかりしているので、リピーター（固定客）がついている  　　気質学や施術で感じたことを取り入れたアフターケア書を20パターン作成しており、リピーター（固定客）を飽きさせないように取り組んでいます。  　④東洋医学を美容に変換させた当店独自の施術を行っている  　　沖縄では珍しい東洋医学を取り入れたボディトリートメント（鍼灸）を実施しています。  　⑤沖縄オーガニックコスメを販売している（独占）  　　世界が認めるエコサート（認証機関）を通過したオーガニックコスメを当店独占販売しています。化粧品の購入目的で来店されるお客様もいます。 |
| **２．物価高騰の影響について（現状と課題について）**  物価高騰の影響を受け仕入れ価格の高騰等により営業利益率が悪化し、収益性が悪化。  事業継続を図るため新たな手を打つ必要に迫られていると感じています。  よって、新メニューとして、「ダイエットメニュー」を創設し、ターゲット層（40代、50代の女性）を広げていくことで、売上獲得につなげていきたいと考えています。 |

**<補助事業計画書>※伴走支援型は不要です**

|  |
| --- |
| **１．補助事業で行う事業名（30文字以内で記入すること）**  「ダイエットメニュー」創設による40代50代の女性獲得 |
| **２．利益向上の取組内容**  （1）ダイエットメニュー専用機器の導入  新規顧客を獲得していくために新たに「ダイエットメニュー」を創設するにあたり、　　　　業務用機械（インキュアティーバプロ）を導入する。  現在所有している機器では不可能であった「痩身コース」を新しく創設することで、ターゲット層を広げていくことが可能である。  （2）「ダイエットメニュー」を発信していくためのＨＰの制作  　エステメニュー、ダイエットメニューを掲載したHPを制作し、且つオンラインで予約管理できる仕組みを構築して、石垣市内の40代・50代の女性に向けて情報発信の強化を図っていく。 |
| **３．補助事業の取組を通じた効果**  （1）補助事業を行った効果  「痩身コース」の創設により、サービスメニューを増やすことが出来、新規顧客（40代、50代女性）の獲得につながることが期待できる。  また、今まで積み上げてきたカウンセリング技術を活かし、且つ東洋医学から見た「痩身」に関する技術の提供を行っていくことが可能である。  （2）利益向上の見込み   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 2024年 | エステ部門 | 化粧品部門 | **ダイエット部門** | 合計 | | 売上 | 400万円 | 50万円 | **60万円** | 510万円 | | 原価 | 40万円 | 15万円 | **6万円** | 61万円 | | 利益 | 360万円 | 35万円 | **54万円** | 449万円 |      |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 2025年 | エステ部門 | 化粧品部門 | **ダイエット部門** | 合計 | | 売上 | 400万円 | 50万円 | **240万円** | 690万円 | | 原価 | 40万円 | 15万円 | **24万円** | 79万円 | | 利益 | 360万円 | 35万円 | **54万円** | 611万円 |   価格設定：「痩身コース」@5万円とする  2024年：9月開始@5万円×月3名×4ケ月＝60万円  　　　2025年：@5万円×月4名×12か月＝240万円 |

**<支出経費の明細等>※伴走支援型は不要です**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **経費区分** | **内容･必要理由** | **経費内訳（単価×数）** | **補助対象経費**  **（税抜･税込）** |
| ①機械装置等費 | 痩身メニュー創設のための機械導入 | 440,000円×1台 | 440,000円 |
| ②広報費 | エステ、痩身メニューＰＲのためのＨＰ制作 | 制作一式220,000円 | 220,000円 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| **（１）補助対象経費** | | | 660,000円 |
| **（２）補助金交付申請額（１）×補助率２/３（円未満切捨て）**  **※創業型は補助率８／１０（円未満切り捨て）** | | | 440,000円 |

（公募要領様式第３号）

年　　月　　日

石 垣 市 商 工 会 長 殿

郵便番号　　：907-0013

事業所所在地：石垣市浜崎町1-1-4

事業者名　　：エステサロン花子

代表者役職　：代表者

代表者氏名　：商工　花子　　　　㊞

第3次いしがき物価高騰対策支援補助金交付申請書

第3次いしがき物価高騰対策支援補助金の交付について、下記の通り申請します。

1．補助事業の目的及び内容

　　補助事業計画書のとおり

2．補助事業の開始日及び完了予定日

　　交付決定日　～　令和7年11月30日

3．補助対象経費

　　補助事業計画書のとおり

4．補助金交付申請額

　　補助事業計画書のとおり

5．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

（１）あり　／　（２）なし

6．消費税の適用に関する事項（該当するものに○）

（１）課税事業者　／　（２）免税事業者　／　（３）簡易課税事業者

＊消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。